

上場基準の見直し等に係る産業再生機構に関する Q&A

(上場基準関連)

追加Q 1 - 1 . 事業再生が必要とされる上場会社が財務リストラを再生計画に織り込むと、債務超過に陥り上場維持が困難となり、さらに上場廃止となった場合に再上場を目指すには相当の期間を要することが予想されるため、短期間で大胆な財務リストラを計画、実施することは難しいのではないのでしょうか。(別添 1)

A .

- (1) 機構の関与事案について、このような障害を取り除くため、東京証券取引所において、 過剰債務を解消するために一時的に債務超過となった場合でも直ちに上場廃止とならないよう上場廃止基準における債務超過基準に特例を設けるとともに、 速やかな再上場が可能となるよう上場審査基準における利益の額の基準に特例を設けるなど、所要の見直しを行うとのパブリックコメントに付しています。
- (2) 具体的には、まず、上場廃止については、通常、債務超過で一部から二部へ指定替え、2 期連続債務超過で上場廃止することとしていますが、機構関与案件の場合には、1 年以内に債務超過解消を計画していれば、債務超過 2 期連続で一部から二部へ指定替え、3 期連続で上場廃止との扱いとなります。
- (3) また、通常、時価総額 1000 億円未満の場合、最近 2、3 年間で一定額の利益実績が必要ですが、買取決定から 3 年以内に開始する事業年度を直前事業年度として再上場を申請する場合は、直近 1 年で一定額(4 億円)以上の利益実績があれば、足りることとなります。
- (4) また、他の証券取引所でも同様の見直しが行われる予定です。

追加Q 1 - 2 . 上場企業が会社分割により優良事業を切り離して新会社を設立する場合、優良事業は新会社に引継がれており、会社の実態は変わっていないのに、新会社は新規上場審査を受ける必要があるのでしょうか。(別添 2)

A .

- (1) 従来は上記のような会社分割を利用した場合、新会社が新規上場審査を受ける必要がありました。
- (2) このような弊害を取り除くため、東京証券取引所において、上場会社が

人的会社分割(注)を行う場合で、新会社に上場契約を承継させようとする
ことを分割契約書又は分割計画書に定めることにより上場会社が上場
廃止となるときは、新会社は簡易な上場審査手続により速やかに上場で
きるようにする見直しをパブリックコメントに付しています。

(3) また、他の証券取引所でも同様の見直しが行われる予定です。

(注) 人的分割とは、会社分割のうち、分割会社から営業を承継する会社が
発行する株式を分割会社の株主に対して割り当てるもののことです。

追加Q 1 - 3 . 証券取引所のルールによれば、上場申請会社の親会社等が非上
場会社又は非継続開示会社である場合、上場は認められないため、上場廃止
となった企業を再上場させようとする、非上場会社はメインスポンサーと
して株主になりにくいのではないのでしょうか。(別添 2)

A .

(1) 現状の証券取引所規則に従って再生企業の再上場を考えると、上場申請
会社の親会社等(例えば、申請会社の議決権の 20%以上を保有する会社等)
が非上場会社又は非継続開示会社である場合は上場できません。このた
め、非上場会社はメインスポンサーとして株主になりにくいと思われま
す。

(2) このような弊害を取り除くため、東京証券取引所において、親会社が有
価証券報告書に準じた内容の書面を継続して提出、公表することに同意
する場合には、上場の障害にならないようにする見直しをパブリックコ
メントに付しています。

(3) また、他の証券取引所でも同様の見直しが行われる予定です。

(機構による融資関連)

追加Q 2 - 1 . 機構は債権買取後、他の金融機関が融資をする場合でも対象債
務者に対して新規融資はするのですか。その場合のシェアはどう決めるので
すか。

A . 再生期間中の新規融資については、原則として、事業計画において機構を
含めて新規融資に応ずる金融機関間で予め調整しておくことになります。これ
ら金融機関の間で、各行シェアをはじめ融資に必要な諸条件を合意しておき、

各行はこれに基づいて融資実行します。

(公表)

追加Q 3 - 1 . 機構は何を公表するのですか。

A .

- (1) 機構の情報公開については、透明性の確保等の観点からなるべく広く機構の情報を公開していくべきものと考えております。ただ、機構の業務に支障が生じて国民負担が増加することがないように、また、個別の金融機関や債務者企業の権利、競争上の地位等関係者の正当な利益を害さないような配慮も必要です。
- (2) このような観点から、支援決定、買取決定、処分決定等において、それらの決定を行った旨、対象事業者名や申請をした金融機関等名、主務大臣・事業所管大臣の意見のほか、以下のような事項を公表する旨の省令のパブリックコメントに付されています。
- (3) 支援決定では、再生計画の概要に加えて、買取申込みまでの期間及び一時停止の有無が公表されます。
- (4) 買取決定では、機構が買い取り等を行った債権の対象事業者に対する元本額が公表されます。
- (5) 処分決定では、
機構が買い取った債権の処分状況がわかるように、債権の譲渡等の処分の類型ごとに、処分の前後における対象事業者に対する債権の元本額（持分の処分の場合は、持分となる前の債権の元本額）
債務の株式化の場合には、それにより取得する持分の種類とその割合
対象事業者に対する全ての債権・持分の処分を終了するときは、買取決定の際の買取価格
- (6) また、法令に基づき公表するこれらの事項に加えて、基本的には、四半期毎に事案の進捗状況等を公表することを予定しています。

追加Q 3 - 2 . 機構が買い取った債権の買取価格や処分価格を直ちに公表するのですか。

A .

- (1) 買取価格については、買取決定の時に直ちに公表すると、債権等の処分交渉の際に買い手に「仕入れ値」が明らかになってしまい、手の内を明か

すことにより、買い叩かれて国民負担につながるおそれがあります。したがって、上記の省令案では、このような問題が生じなくなるとき、即ち、特定債務者について機構が買い取った債権等の処分が、全て終了するときに、買取価格を公表することとしております。

また、複数の案件の買取価格の総額については、上記（Q3-1(6)）にあるように、基本的に四半期毎に公表することとしております。ただし、四半期毎の公表において極めて案件が少数なため個別の案件の買取価格が明らかになるおそれが高いときはこの例外とします。

- （２）処分価格を公表することは、機構からの買い手の「仕入れ値」が明らかになってしまうため、買い手が現れにくくなり、機構の業務に支障が生じ、国民負担につながるおそれがあるため公表しません。
- （３）なお、決算期毎の機構の損益は、決算発表において公表されることとなります。

（注） 機構の期間損益に影響を及ぼすのは、当該期間中に処分が終了した案件に関する損益、機構の利鞘等となります。

（ その他）

追加Q 4 - 1 . 一時停止の要請があったことは期限の利益喪失事由とはなりませんか。

A .

- （１）一時停止は、関係金融機関等についてだけに適用されるものであり、それ以外の債権者に対するものではありませんので、一時停止が発せられたからといって一般的に支払いを停止したことにはなりません。
- （２）したがって、関係金融機関等はもとよりその他の債権者も、一時停止の通知があったことのみをもって、銀行取引約定書等において定める期限の利益喪失事由として扱われないものと考えております。
- （３）なお、私的整理のガイドラインに基づく一時停止についても、銀行取引約定書等における期限の利益喪失事由として扱われないこととされております（「私的整理に関するガイドライン」Q&A Q26 参照）。

【参考】 なお、破産法の「支払停止」は、債務者が資金不足のため弁済期にある債務を一般的に弁済できないことを表示する行為です。支払停止は、破産法上、支払停止があると、支払不能【破産原因】が推定されるという機能、支払停止以後の弁済や担保提供が否認され、支払停止

後の債務負担・債権取得に基づく相殺が禁止されるという危機時期を画する機能（画定機能）の二つの機能を果たしていますが、一時停止の通知は、一定の範囲の債権者のみを対象とするものですから、この「支払い停止」にもあたりません。

追加Q 4 - 2 . 機構が買い取った債権に最終的に損失が生じた場合、売却した金融機関に何らかの負担が発生しますか。

A . 関係金融機関が機構に売却した債権については、その後当該金融機関が何らかのリスクを負担することはありません。

追加Q 4 - 3 . 金融庁検査、日銀考査と機構の業務とは、どのような関係となるのですか。

A . 金融庁検査、日銀考査によって、各金融機関の資産査定や償却・引当が精緻化、厳格化されることにより、結果として、債権放棄の規模や買取価格についての、機構と相手方金融機関との合意が容易になり、機構が業務を進めやすくなるといった関係があります。

このほかに、再建計画の一般的な見方などについて、機構は、検査当局、考査当局から技術的な助言を受けることも考えられます。